

成年とは？

～未成年者取消しとは？～

徳島県消費者情報センター



成年になると

親権者の同意がなくても

ひとりで**契約**ができます

ということは？

同じ**高校3年生**でも

誕生日がまだ

17歳



誕生日を迎えた

18歳



通常は、購入後に客側の都合だけで返品はできません

契約に基づく義務ではなく

その店のサービスの一環です。

**一度結んだ契約は原則として
どちらか一方の都合で
解除できません**

契約を取り消すことができ
る場合があります

その①

消費者トラブルになりやすい
取引については、
一定期間内であれば、
契約をやめることができる
特別な制度

クーリング・オフ

契約を取り消すことができ
る場合があります

その②

未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合，契約を取り消すことができる

未成年者取消し

未成年者取消権

高価な楽器は
やっぱり
いらない



高価な楽器は
やっぱり
いらない

解約
できた！

解約
できなかった…

未成年

成年

未成年者取消権とは？

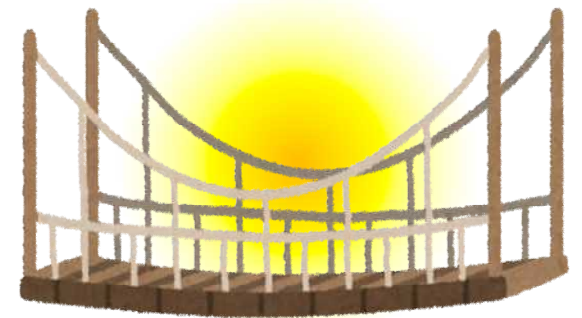
未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約は，未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。

親から渡された小遣いの範囲で契約した場合，自ら成年だと嘘をついた場合，成人してから代金を支払った場合（追認した場合）は取り消せません。

未成年者取消権の持つ 2つの機能とは？

後戻りのための黄金の橋(特効薬)

契約当時未成年であったことさえ立証できれば、勧誘の態様を問題にすることなく取り消すことができる



防波堤(予防薬)

どんな契約を締結しても取り消される可能性があるため、はじめから未成年者を勧誘のターゲットにしない

